

A2 医院用・歯科医院用の建物、レントゲン装置等の医療用機器、待合室の長椅子やテレビのような資産は、その資産が有効に使用できる期間として定められた「耐用年数」に応じて、その期間内の各年分に、その取得費用のうち一定額を「減価償却費」として必要経費に算入します。

【減価償却の対象になる資産】

区分（種類）		例 示
有形 固定 資産	建物	診療所建物、従業員宿舍
	建物付属設備	給排水設備、電気設備、エレベーター
	構築物	門・塀、アスファルト舗装路面
	車両運搬具	乗用車、自動二輪車
	器具・備品	消毒殺菌用機器、手術機器、レントゲン機器、 応接セット
	機械・装置	機械式駐車場設備
無形固定資産		営業権、ソフトウェア
繰延資産		開業費、医師会入会金

なお、次のような資産は、減価償却の対象となりません。

区 分	例 示
時の経過により、 価値の減少しないもの	土地、借地権、書画・骨董品、貴金属
棚卸資産	医薬品、診療材料
少額の減価償却資産	使用可能期間が1年未満又は、取得価額が 10万円未満（※）のもの

※ 取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、選択により、「一括償却資産」として、3年間で償却することができます。